

第4章 安心して暮らせる環境づくりの推進

1. 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や友人・知人などが認知症になることも含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

いつまでも自分らしい人生を送れるよう、認知症になる恐れのある方に対する予防をはじめ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を目指し取り組みを充実します。

また、認知症になり、生活上の困難が生じた場合でも、周囲や地域の理解と協力のもと、本人が希望を持って、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現を目指し、「共生」の視点から認知症バリアフリーの取り組みを推進します。

認知症施策推進大綱 令和元(2019)年6月18日認知症施策推進閣僚会議決定(概要)

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」*を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
 - ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
 - ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
- ② 予防
 - ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
 - ・エビデンスの収集・普及 等
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
 - ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
 - ・企業認証・表彰の仕組みの検討
 - ・社会参加活動等の推進 等
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開
 - ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

※厚生労働省

(1) 認知症予防施策の充実

① 認知症に関する相談・情報提供の充実

「認知症地域支援推進員¹⁷⁾」を配置し、保健師や地域包括支援センター等と連携して、認知症に関する相談や支援、情報の提供に取り組んでいます。

認知症に関する相談ケースは年々増加傾向にあることから、現在配置している認知症地域支援推進員の機能強化を図り、相談体制の充実・強化を図ります。

¹⁷⁾ 「認知症地域支援推進員」：認知症になっても可能な限り住み慣れた地域で生活するために医療、介護及び地域の支援機関の連携強化、認知症の方等に対する支援体制強化を図る者。

今後は、認知症に関する相談支援体制の充実を図るため、認知症地域支援推進員の研修受講を地域包括支援センターの職員に推進し、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置することを検討します。

② 認知症予防事業の推進

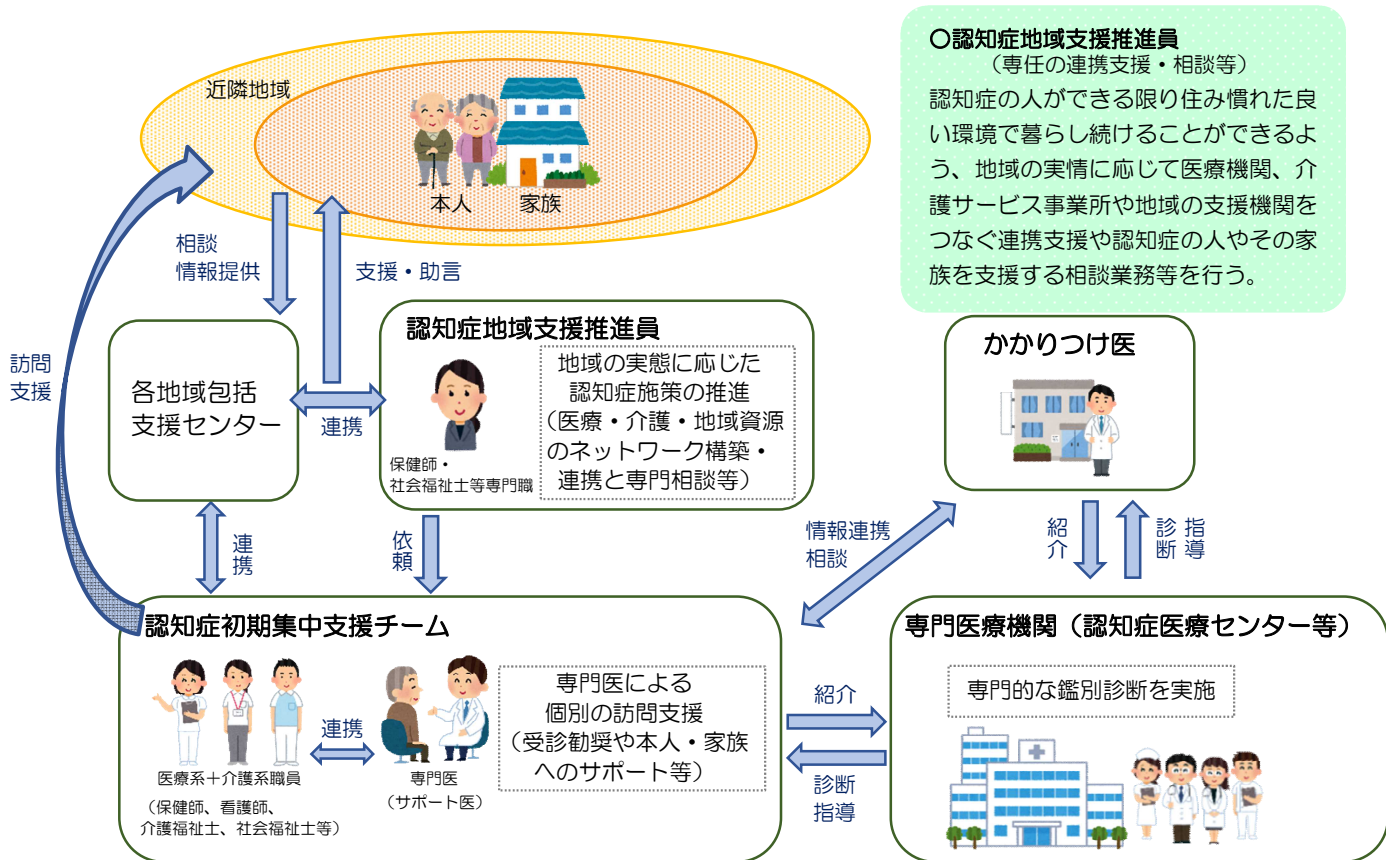
日常生活圏域ごとに「もの忘れ予防検診」を開催し、身近な地域で相談できる体制整備を行っています。また、地域の医療機関や、地域包括支援センターと連携し、認知症の早期診断・早期治療に取り組んでいます。

③ 認知症への初期集中支援の充実（認知症初期集中支援チーム）

認知症初期集中支援チームとは、認知症専門医の指導のもと、複数の専門職が家族の相談等により認知症が疑われるのに医療につながない人や認知症初期の人及び家族を訪問し、観察・評価と本人や家族への支援を包括的、集中的に行い、自立生活の支援を行うものです。

本市では、適切な治療及びサービスにつながらず支援が困難となっているケースを中心に、地域包括支援センターや関係機関等と連携を強化し、認知症に対する初期集中支援の取り組みを推進します。

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員（イメージ）



《認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ》

- ①訪問支援対象者の把握、②情報収集（本人の生活情報や家族の状況など）、③アセスメント（認知機能障害、生活機能障害、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子チェック）、④初回訪問時の支援（認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート）、⑤チーム会議の開催（アセスメントの内容確認、支援の方針・内容・頻度等の検討）、⑥初期集中支援の実施（専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など）、⑦引き継ぎ後のモニタリング

(2) 認知症バリアフリーの推進

① 認知症に関する正しい理解の促進と人材育成

「認知症キャラバン・メイト¹⁸」の育成及びキャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座を、小・中学校や民間企業等も含めた様々な場で開催し、認知症に関する理解の普及・啓発を実施しています。

認知症サポーター養成講座については、積極的に実施・啓発を行い、受講を推奨して認知症サポーターの育成を図り、市民や地域の関係機関、民間企業等の認知症に対する正しい理解の促進を図るとともに、認知症高齢者や家族を支える地域人材の拡充に取り組みます。

令和元年度より、認知症サポーターが自主的に行ってきた活動をさらに一步前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」の取り組みを開始しています。

本市においても、チームオレンジの取り組みを促進し、認知症サポーター等の活躍の場を増やしていくとともに、引き続き認知症キャラバン・メイトの育成及び認知症サポーターの養成に取り組みます。

※チームオレンジ：ステップアップ研修を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。

④ 認知症高齢者、家族介護者支援サービスの充実

環境の変化により症状が悪化しやすい認知症高齢者が、住み慣れた自宅や地域で生活を続けられるよう、介護保険サービスとして認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護等が位置づけられています。本市には令和5(2023)年10月現在、認知症対応型共同生活介護14か所、認知症対応型通所介護2か所、小規模多機能型居宅介護9か所があります。引き続きこれらのサービス事業者に対して適切な指導を行い、認知症ケアの質の確保・向上に努めます。

また、認知症高齢者等がひとり歩きにより行方不明となった場合の早期対応を図るため「認知症高齢者等あんしん登録」「八女市認知症高齢者等SOSネットワーク」を構築しています。今後も地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、地域の民生委員と連携し、「認知症高齢者等あんしん登録」の周知と事前登録を促進します。

③ 若年性認知症対策

若年性認知症の専門相談窓口である「福岡県若年性認知症サポートセンター」の周知に努めます。

若年性認知症に関する相談支援体制の構築や、家族会等の当事者団体に対するより良い支援の在り方について検討します。

¹⁸ 「認知症キャラバン・メイト」：地域で認知症の方をサポートする人材（認知症サポーター）を養成する講座を開催する講師。

④ 認知症ケアパスの普及

認知症ケアパスとは、認知症と疑われる症状が発生した時から、生活機能障害が進行していく中で、医療や介護のサービスへのアクセス方法や支援の方法、地域住民による支援等について、あらかじめ標準的に流れを決めておくものです。

「認知症支援ガイドブック」を作成し、認知症に関する相談対応等に活用しています。今後、掲載内容の更新や見直しを行いながら、効果的な普及啓発を行います。

2. 高齢者の虐待防止と家族介護者への支援

(1) 高齢者の虐待防止対策の推進

高齢者虐待は、身近に起こりうる問題であり、早期発見と適切な支援が行われることが重要です。そのために、虐待が起こりうる背景や通報の重要性について家族や地域住民などに広く周知します。また、介護支援専門員や介護事業所等に対し、高齢者虐待に関する知識や早期発見・早期対応の必要性について出前講座や研修会を通して啓発します。

虐待が疑われる場合、市や地域包括支援センターの虐待相談窓口につながるようネットワークづくりに努め、今後も地域包括支援センターの権利擁護業務を起点として、高齢者に対する権利擁護体制の充実を図ります。

(2) 介護に取り組む家族等への支援の充実

社会福祉協議会では、介護や支援を必要とする高齢者を在宅で介護している家族等に対して、適切な介護知識・技術を習得することを目的とした教室を開催するなど、在宅介護者支援を行っています。

今後も、社会福祉協議会と連携し在宅介護者の支援に努めます。

3. 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利を守るために成年後見制度が整備されていますが、十分に利用されていない現状があるため、成年後見制度の利用の促進について、その基本となる施策を計画的に推進するために策定するものです。

(1) 成年後見制度における中核機関の設置

平成28(2016)年5月の成年後見制度利用促進法の施行により、本市では令和3(2021)年度より「八女市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき成年後見制度利用促進の中核を担う機関を設置しています。今後も中核機関が中心となり、利用促進に向けて次のことに取り組みます。

① 広報機能

自分で財産管理や契約等の判断ができず、身寄りがないまたは家族が遠方にいるため支援が望めない等の理由で、適切な支援につながらない課題があります。元気なうちに成年後見制度について正しく理解し、意思決定を高年齢者本人ができるように、制度の必要性について研修会等を通して周知を図ります。

また、高齢者と障がい者に分けたパンフレットを作成し、それぞれの特徴に合わせた分かりやすい啓発に努めます。

② 相談機能

地域住民からの相談には訪問を中心とした相談しやすい場での対応に努めます。また、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター等の関係機関からの相談にも対応し、適切な支援につながるよう助言を行い、窓口対応の質の向上を図ります。

③ 受任者調整会議

被成年後見人に適した後見人等の候補者を調整するために、司法・福祉の専門職を交えた受任者調整会議を開催しています。今後も高齢者本人の状況に応じた適切な候補者の選定に努めます。

④ 日常生活自立支援事業からの移行

社会福祉協議会において実施されている日常生活自立支援事業は、契約や金銭管理、書類の保管等の判断能力が不十分な方を支援するサービスです。

意思決定の支援が必要な人の状態像はそれぞれ異なることから、成年後見制度の活用に限らず、日常生活自立支援事業を利用するなど、本人の能力に応じた支援を検討し、本人の希望に即した権利擁護支援を適切に行うことが重要です。日常生活自立支援事業と成年後見制度の両制度を適切に運用し、制度間のスムーズな移行も含めた、意思決定支援の仕組みづくりを進めていきます。

⑤ 市民後見人の育成

令和5年度から市民後見人養成講座を開催し、担い手育成に取り組んでいます。

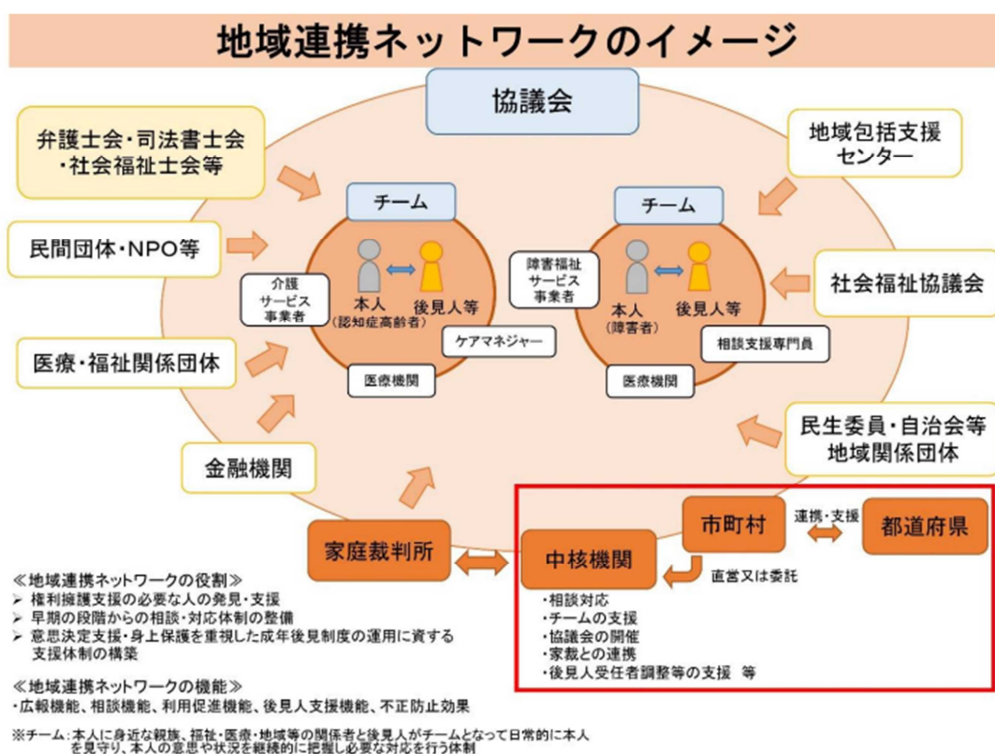
今後は、養成講座修了者に対して、支援の流れや事務処理等の市民後見人になるために必要な実務研修を実施し、市民後見人の活動につながるよう支援を行います。

⑥ 後見人支援機能

後見人を支え、孤立させない仕組みを整備することは、後見人を受任しやすい環境づくりにつながります。中核機関は、親族後見人、市民後見人及び専門職後見人の相談に応じ、適正な後見事務の遂行を支援するとともに、後見人の資質向上に努めます。また、必要に応じて、ケース会議への参加や同行訪問を行い、課題解決に向けて後見人を支援します。

(2) 地域連携ネットワークの構築

法律や福祉の専門職団体や関係機関の連携強化及び困難事例に対する支援、協議を行う組織として、司法・福祉・医療の関係機関で構成された地域連携ネットワーク協議会を設置しています。支援を必要とする方を早期に発見し、適切な支援につなぐことができるよう、中核機関や地域連携ネットワーク協議会が中心となって、関係機関との連携による地域連携ネットワークを構築します。また、困難事例等を対応する中で課題を集約し、権利擁護に関連した地域課題の検討、調整、解決を行い、地域連携ネットワークの連携強化に努めます。



※厚生労働省

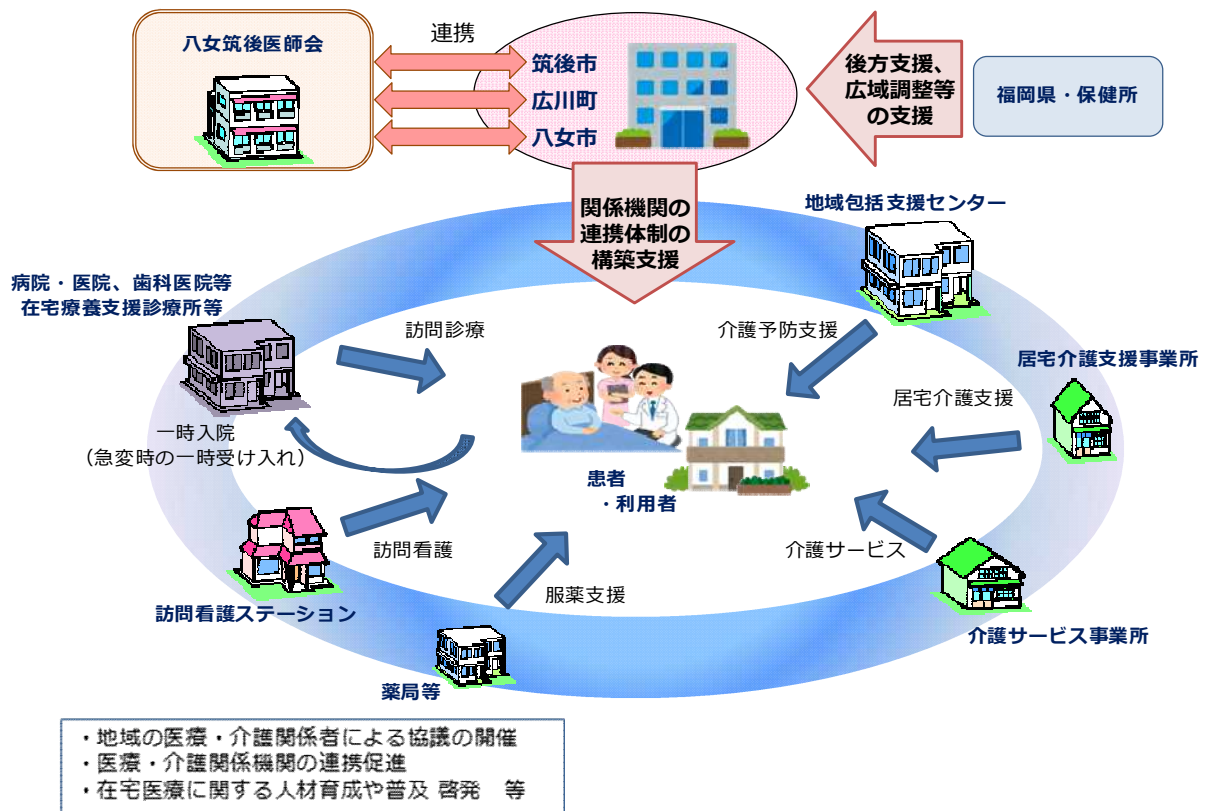
4. 在宅医療・介護連携の推進

高齢化が進展し、医療と介護の両方のニーズを有する慢性疾患の患者や認知症高齢者等の増加が見込まれています。このような高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けることができるよう、市町村は地域の医療・介護の関係機関と連携して、入退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取りの4つの局面において、在宅医療・介護の連携を推進するための体制整備を図ることが求められています。

本市では、筑後市、広川町及び八女筑後医師会において広域連携事業として体制整備を行い、平成30(2018)年度から「八女筑後地区在宅医療・介護連携推進事業」を実施しながら地域包括ケアシステムの構築の実現を目指し取り組みを進めています。

引き続き、広域連携による事業の実施等に取り組み、多職種協働による在宅医療・介護連携を推進します。

【在宅医療・介護連携の推進（イメージ）】



5. 福祉のまちづくりの推進

(1) 安心して生活できる住まいの確保

① 高齢者に配慮した住環境の整備

本市には令和5(2023)年3月末現在、市営住宅が44団地(908戸)あります。バリアフリー化団地は15団地(149戸)で、このうち、車いすでの利用が可能な団地は7団地(51戸)となっています。

市営住宅を整備する際は、高齢者等の増加に対応していくため、バリアフリーを基本として安心して生活できる住環境づくりを進めます。

② 介護保険等における施設・居住系サービスの基盤整備

介護保険サービスにおける施設・居住系サービスは、自宅以外の高齢者の住まいとしての役割も果たしていることから、今後もニーズを的確に把握しながら、供給体制の確保・維持と利用促進に努めます。

また、家庭環境や経済的な理由等により自宅での生活が困難な高齢者の住まいとして、養護老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)等の適切な利用の促進を図ります。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

(単位：か所)

	八女市 全体	八女 地区	上陽 地区	黒木 地区	立花 地区	矢部 地区	星野 地区
有料老人ホーム (介護付)	2	2	0	0	0	0	0
有料老人ホーム (住宅型)	14	12	0	1	1	0	0
サービス付き 高齢者向け住宅	1	1	0	0	0	0	0

※八女市(令和5(2023)年4月時点)

(2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

① 移動・交通手段の確保

各種アンケート調査結果等にみられるとおり、本市の高齢者の生活において、買物や通院等に係る移動・交通手段の確保は大きな課題となっており、特に中山間地域でのニーズが高くなっています。

高齢者等の外出不安を解消する重要な施策として、引き続き予約型乗合タクシーをはじめとする公共交通の維持確保に努めるとともに、利活用の推進や、利用しやすい環境づくりほか「八女市地域公共交通計画」に沿い、よりよい公共交通への改善に向けた取り組みを進めます。

② 道路環境の整備

高齢者や障がい者、児童等すべての人が自らの意思で自由に行動し、安全・快適に活動できるまちとなるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に則った使用を基本に、段差の解消や手すり、スロープの設置等バリアフリー化に努めます。

③ 公園・緑地の整備

高齢者も憩いやすく、多世代と交流する場として、ふれあい広場などの身近な地域における緑あふれる、潤いのある公園の整備・改善を図ります。

特に公園においては、園路の段差解消や広場の改修等を計画的に実施し、誰もが気軽に、安心安全に利用できるような整備に努めます。

6. 防犯・防災対策の充実

(1) 避難行動要支援者¹⁹への避難支援の充実

近年、全国的に局地的な大雨や大規模な台風、地震等の自然災害が多発し、多数の死傷者が出る事例が増加しています。加えて、本市は、地形的に急傾斜地や地滑り地域が多く、土砂災害の危険性が極めて高い状況にあります。

このため、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）を安全に避難させるための指針として、「避難行動要支援者避難支援プラン」を策定し、避難行動要支援者の登録等の取り組みを進めています。

避難行動要支援者への避難支援の充実には、地域における協力体制の構築が不可欠ですが、高齢化や近所づきあいをする人が減っていることにより、日ごろからの見守りや災害時に手助けをする支援員の確保が難しくなっています。

今後も、避難行動要支援者の登録を推進するとともに、自主防災組織の新規設立や訓練等への積極的な支援を行い、地域防災力の充実に努めます。

(2) 感染症に対する備えの充実

感染症に対する抵抗力が低い高齢者等が集まる介護保険サービス事業所では、感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があります。そのため、普段から感染症の予防に努め、また、感染症が発生した場合でも、感染拡大防止の迅速な対応が必要となります。

本市では、介護保険サービス事業所等と連携し、感染拡大防止のための必要な情報の提供を行うとともに、感染症発生時においてもサービスを必要とする人へのサービスが提供できる体制の整備に努めます。

(3) 事故・犯罪対策の充実

高齢運転者の自動車運転による事故は、大きな社会問題となっています。

このため、八女警察署や交通安全協会等関係団体と連携して、高齢運転者を対象とした講習会開催等に取り組み、「八女市高齢者運転免許自主返納支援事業」を継続し、高齢者の交通事故防止対策を推進します。

また、増加傾向にある「ニセ電話詐欺」等の様々な犯罪から高齢者を守るため、八女警察署や防犯協会等関係団体と連携して関連情報の周知に努めます。

¹⁹ 「避難行動要支援者」：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。